

中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会 設置要綱の一部改正について

中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会設置要綱（平成 28 年 8 月 31 日施行）の一部について、下記のように改正することとし、各委員の委嘱期間について延長を行いたい。

1 設置要綱の一部改正

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 3 条</p> <p>委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から<u>平成 30 年 1 月 31 日まで</u>とする。ただし、再任を妨げないものとする。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条</p> <p>委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>